

上尾市消防本部訓令第2号

消 防 本 部
消防署（分署を含む。）

上尾市消防音楽隊規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月24日

上尾市消防長 中山 一 之

上尾市消防音楽隊規程の一部を改正する訓令

上尾市消防音楽隊規程（平成13年上尾市消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第13条中「消防本部消防総務課」を「消防本部予防課」に改める。

第2号様式中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。